

苦情相談



国民生活センター 相談情報部

損害を取り戻せると言って 契約を結ばせる探偵業者

損害を取り戻せると言われて頼んだ探偵業者なのに、契約書には損害の回復に関する記載がなく、話が違うのでクーリング・オフを申し出たが、それはできないと言われた事例を紹介する。

相談内容

数年前にA社と投資顧問の契約をした。利益が上がらないばかりか、その後も次々と契約を勧められ出資したが、損失がかさんだため解約した。その後、A社にだまされたのではないかと考えるようになり、インターネットで検索したところ「A社の被害を救済するという探偵業者」(B社)を見つけた。B社に電話をしてみると、7~8割は取り戻せると言われたので、A社の契約書をファクスした。すると、すぐにB社から「返金可能です。なるべく早いほうがよいので今から事務所に来ませんか」と連絡があった。

急いでB社の事務所に出向くと、担当者に「支払った顧問料だけでなく、株の取引損益も取り戻せる。1万円でも入れてくれれば、今日から動ける」などと説明された。A社から返金されると信じてB社と100万円超の調査契約をして、この日は1万円だけ支払った。翌日、B社に対して本当にお金を取り戻してくれるのだろうかかと不安になり、別の探偵業者にお金が戻ってくるか聞いてみたところ「無理だろう」と言われた。

B社から渡された書面にはクーリング・オフが可能と記載されていたので、B社の担当者に

クーリング・オフの書面を送るとメールをしたところ、担当者からは中途解約になると言われた。本当か。(40歳代 女性 給与生活者)

結果概要

販売形態の整理をすると、相談者は探偵業者B社の事務所に出向いて契約しており、特定商取引法における電話勧誘販売や訪問販売等には当たらないため同法上のクーリング・オフを主張することはできないと考えられた。しかし、B社の書面にはクーリング・オフが可能との記載があるため、まずは早急にB社に解約を申し出て解約条件を確認するとともに、高額な違約金等を請求された場合は再度相談するよう助言した。相談を受けた翌日、国民生活センター(以下、当センター)から相談者にその後の状況を確認した。すると、相談者はB社に電話で解約を求めたが、再度、お金を取り戻せることを強調され、改めてB社に依頼してしまったとのことだった。そこで、相談者から契約時の状況を聴き取るため、当センターへの来所を求め、次の点を聴き取った。①B社はインターネットで「A社 詐欺」と検索してヒットした業者であること ②B

